

子育て世帯のみなさまへ



産前産後期間(13か月分)の 国民健康保険税が減額されます！

国において、子育て世帯の経済的負担軽減や次世代育成支援の観点から、出産（予定）被保険者の産前産後期間国民健康保険税（所得割額・均等割額）の軽減制度が開始されました。

丸森町では、子育て世帯の経済的負担軽減策として、町独自に産後の減額期間について、法律が定めた期間3か月間を9か月延長し、12か月とする町独自の施策を展開し、子育て世帯を応援する取り組みを実施しております。

対象となる方・受付期間

【対象】

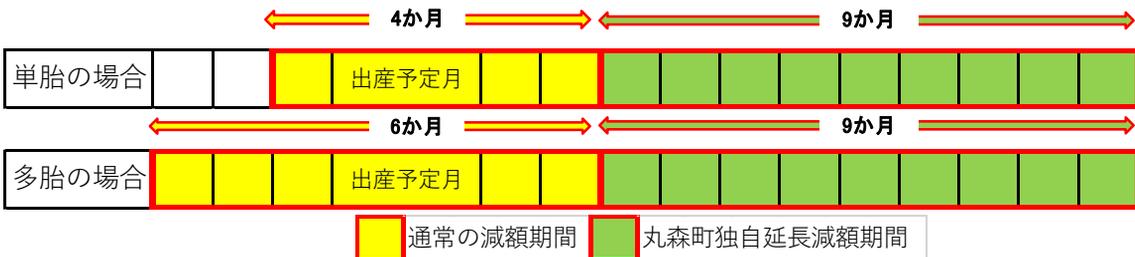
- ・ 出産する予定または出産した国民健康保険被保険者の方で令和5年11月1日以降に出産する（された）方です。
- ・ 妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）

【受付期間】

- ・ 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

減額対象期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の11か月後（産後12か月）までの**13か月間減額**されます。（多胎の場合は、出産予定月の前3か月から出産予定月の11か月後（産後12か月）までの**15か月間を減額**）



※産前産後期間の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

国民健康保険税の賦課限度額（上限額）に達している世帯は、減額の措置を適用しても保険税が変わらない場合もあります。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ③ 母子健康手帳

届出先

丸森町 町民税務課 課税班 TEL 72-2116

こどもの未来を全力応援！ 丸森町

